

公 示 送 達 書

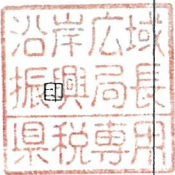
地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます。

おって、あなたの書類は、当広域振興局経営企画部において保管していますので、請求があれば、いつでも交付します。

令和8年9月1日

沿岸広域振興局長 村上 聡



送 達 す る 書 類 (文 書 の 日 付)	送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名 (名 称)	摘 要
国税徴収法の規定により送達する書類 (令和8年8月20日付け)	佐々木 健一	
国税徴収法の規定により送達する書類 (令和8年8月27日付け)	佐々木 健一	

備考 本文中の空欄には、書類を保管している広域振興局県税部、経営企画部又は岩手県県税センターの名称を記載してください。